

平成 3 1 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市基本構想の策定に関する条例	1 総合的かつ計画的な市政運営を図るため、基本構想を策定することについて必要な事項を定めるもの 2 主な内容 (1) 基本構想の定義に関する規定 (2) 議会の議決に関する規定 3 施 行 公布の日
第 2 号	松本市避難行動要支援者名簿に関する条例	1 避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿の作成等について必要な事項を定めるもの 2 主な内容 (1) 避難行動要支援者の範囲に関する規定 (2) 避難行動要支援者名簿の作成に関する規定 (3) 名簿情報の提供に関する規定 (4) 利用及び提供の制限に関する規定 (5) 守秘義務に関する規定 3 施 行 3 2 . 4 . 1
第 3 号	松本市受動喫煙防止に関する条例	1 受動喫煙のない美しいまちづくりを推進するため、受動喫煙防止に関する基本理念等について必要な事項を定めるもの 2 主な内容 (1) 受動喫煙防止の基本理念に関する規定 (2) 市、市民等及び事業者の責務に関する規定 (3) 受動喫煙防止区域の指定等に関する規定 3 施 行 3 1 . 7 . 1

第 4 号	松本市駅前会館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率（消費税及び地方消費税の税率をいう。以下同じ。）の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 大会議室（午前）の使用料 5,550円 → 5,650円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第 5 号	松本市浅間温泉文化センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 大会議室（午前）の使用料 14,500円 → 14,770円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第 6 号	松本市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 個人番号の利用範囲に係る規定の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う進学準備給付金の支給に係る事務の追加</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第 7 号	松本市本郷婦人会館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 大会議室（午前）の使用料 1,020円 → 1,040円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第 8 号	松本市市税条例等の一部を改正する条例	<p>1 地方税法等の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 法人市民税法人税割の税率の見直し (2) 軽自動車税の課税体系の見直し (3) 文化財に係る固定資産税等の課税免除規定の追加</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>

第 9 号	松本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 災害援護資金 (1) 保証人規定の整備 (2) 貸付利率の見直し (3) 割賦方法の追加</p> <p>3 施 行 3 1. 4. 1</p>
第 1 0 号	松本市音楽文化ホール条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 メインホール（入場料 1,000 円以下・平日・午前）の使用料 14,400円 → 14,660円</p> <p>3 施 行 3 1. 1 0. 1</p>
第 1 1 号	まつもと市民芸術館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 主ホール（入場料無料・Aタイプ・平日・午前）の利用料金 30,850円 → 31,420円</p> <p>3 施 行 3 1. 1 0. 1</p>
第 1 2 号	松本市波田文化センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 ホール（入場料無料・平日・午前）の使用料 2,670円 → 2,720円</p> <p>3 施 行 3 1. 1 0. 1</p>
第 1 3 号	松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) サッカー場（サッカーコート・全面・1時間以内）の使用料 3,080円 → 3,140円 (2) 体育施設の名称 西部体育館 → 鎌田体育館</p> <p>3 施 行 3 1. 1 0. 1 等</p>
第 1 4 号	松本市霊園条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 管理施設（午前）の使用料 610円 → 620円 (2) 使用者の資格に係る規定の見直し</p> <p>3 施 行 3 1. 1 0. 1 等</p>

第 1 5 号	松本市葬祭条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 焼却炉（市民・胞衣・1包）の使用料 2,770円 → 2,820円</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>
第 1 6 号	松本市四賀地域排水施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 基本料金（10m³以下） 3,490円 → 3,560円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第 1 7 号	松本市四賀戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 10人槽以下の使用料 3,490円 → 3,560円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第 1 8 号	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 一般廃棄物処理手数料 ごみ、燃え殻、汚泥等（持込処分・10kg） 108円 → 110円 (2) 技術管理者の資格要件に係る規定の見直し</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>
第 1 9 号	松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 違反広告物撤去員の設置の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 違反広告物撤去員の設置に係る規定の見直し</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第 2 0 号	松本市総合社会福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 大会議室（午前）の使用料 8,940円 → 9,110円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>

第 2 1 号	松本市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>1 低所得者の保険料の軽減を図るため、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 第 1 号被保険者の保険料率に係る第 2 段階及び第 3 段階の軽減規定の追加</p> <p>3 施 行 別に規則で定める日</p>
第 2 2 号	松本市介護保険給付準備基金条例の一部を改正する条例	<p>1 地域支援事業に要する財源に充てるため、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 財源に充てる規定の追加</p> <p>3 施 行 公布の日</p>
第 2 3 号	松本市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 特別な室料（1 人 1 日） 3, 6 6 0 円 → 3, 7 3 0 円</p> <p>3 施 行 3 1. 1 0. 1</p>
第 2 4 号	松本市高齢者介護手当条例の一部を改正する条例	<p>1 手当の額の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 在宅介護期間 1 8 0 日以上の場合 1 0 0, 0 0 0 円 → 6 0, 0 0 0 円 (2) 在宅介護期間 9 0 日以上 1 8 0 日未満で要介護者が死亡した場合 5 0, 0 0 0 円 → 3 0, 0 0 0 円</p> <p>3 施 行 3 1. 4. 1</p>
第 2 5 号	松本市梓川福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 集会・運動施設第 1（9:00～16:00・1 時間）の使用料 6 4 0 円 → 6 6 0 円</p> <p>3 施 行 3 1. 1 0. 1</p>

第26号	松本市奈川生きがい増進センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 居住施設（階層区分B）の使用料 3,080円 → 3,140円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第27号	松本市高齢者屋内スポーツ施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 安曇島々屋内ゲートボール場（1時間）の使用料 610円 → 620円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第28号	松本市波田保健福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 教養娯楽室1（午前）の使用料 1,130円 → 1,150円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第29号	松本市診療所条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 死亡診断書（1通）の手数料 4,110円 → 4,190円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第30号	松本市小児科・内科夜間急病センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 死亡診断書（1通）の手数料 4,110円 → 4,190円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第31号	松本市四賀保健福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 多目的ホール（午前）の使用料 8,220円 → 8,380円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第32号	松本市児童館条例の一部を改正する条例	<p>1 児童センターの新設に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 新設する児童センターの名称及び位置 松本市沢村児童センター 松本市沢村2丁目6番14-3号</p> <p>3 施行 31.4.1</p>

第 3 3 号	松本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が確保しなければならない代替保育に係る規定の見直し</p> <p>(2) 家庭的保育事業等を利用する乳幼児に対して食事の提供をすることができる搬入施設に係る規定の見直し</p> <p>3 施 行 公布の日</p>
第 3 4 号	松本市農村広場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>新村農村広場（8:30～10:30）の使用料 5 1 0 円 → 5 2 0 円</p> <p>3 施 行 3 1 . 1 0 . 1 等</p>
第 3 5 号	松本市多目的研修センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>大会議室（午前）の使用料 1 , 0 2 0 円 → 1 , 0 4 0 円</p> <p>3 施 行 3 1 . 1 0 . 1</p>
第 3 6 号	松本市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>卸売業者市場（月額・1㎡）の使用料 1 6 5 円 → 1 6 8 円</p> <p>3 施 行 3 1 . 1 0 . 1</p>
第 3 7 号	松本市農林漁業体験実習館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>実習室A・B（午前）の使用料 6 1 0 円 → 6 2 0 円</p> <p>3 施 行 3 1 . 1 0 . 1</p>
第 3 8 号	松本市ラインガルテン条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>坊主山ラインガルテン ラウベ付き農園（Aタイプ・1カ年・1年目）の使用料 2 5 7 , 1 4 0 円 → 2 6 1 , 9 0 0 円</p> <p>3 施 行 3 1 . 1 0 . 1</p>

第 3 9 号	松本市四賀農村共同作業施設条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 錦部農村共同作業施設（月額）の使用料 36,360円 → 37,030円 3 施行 31.10.1
第 4 0 号	松本市四賀農産物加工直売施設条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 四賀地域資源利活用施設（月額）の使用料 21,340円 → 21,730円 3 施行 31.10.1
第 4 1 号	松本市四賀有機センター条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 畜糞（1kg）の処理手数料 1円54銭 → 1円57銭 3 施行 31.10.1
第 4 2 号	松本市今井農産物直売施設条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 ホール（1時間）の使用料 820円 → 830円 3 施行 31.10.1
第 4 3 号	松本市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 農事研究室（午前）の使用料 610円 → 620円 3 施行 31.10.1
第 4 4 号	松本市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例	1 寿赤木農業集落排水処理施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 寿赤木地区に係る規定の削除 3 施行 31.4.1
第 4 5 号	松本市農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 基本料金と水量料金との合計額に乗ずる率 100分の108 → 100分の110 (2) 寿赤木農業集落排水処理施設の廃止 3 施行 31.10.1等

第46号	松本市林業センター条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 大会議室（午前）の使用料 820円 → 830円 3 施行 31.10.1
第47号	松本市美鈴湖もりの国条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 区画サイト（基本料金）の利用料金 5,740円 → 5,840円 3 施行 31.10.1
第48号	松本市四賀農業交流施設条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 施設（7:30～12:30）の使用料 2,160円 → 2,200円 3 施行 31.10.1
第49号	松本市四賀新林業構造改善施設条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 施設（午前）の使用料 3,240円 → 3,300円 3 施行 31.10.1
第50号	松本市四賀環境学習の森条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 林間広場施設コテージ（1棟1泊）の使用料 12,340円 → 12,570円 3 施行 31.10.1
第51号	松本市安曇農産物加工販売施設条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 安曇番所農産物加工販売施設（月額）の使用料 25,710円 → 26,190円 3 施行 31.10.1
第52号	松本市グレンパークさわんど条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 小会議室（午前）の使用料 1,540円 → 1,570円 3 施行 31.10.1

第53号	松本市安曇屋内交流広場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 施設（1時間）の使用料 610円 → 620円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第54号	松本市安曇風穴の里条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 農産物直売所（1カ月・1㎡）の使用料 240円 → 246円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第55号	松本市安曇基幹集落センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 大会議室（午前）の使用料 1,610円 → 1,640円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第56号	松本市ながわ山彩館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 加工室（3時間以内）の使用料 1,020円 → 1,040円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第57号	松本市梓川農産物加工施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 菓子、パン加工室（1時間・市民）の使用料 1,020円 → 1,040円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第58号	松本市波田農産物加工販売施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 果実ジュース加工（1,800ml・市民）の使用料 340円 → 350円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第59号	松本市大久保工場公園団地管理会館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 会議室（9:00～12:00）の使用料 3,180円 → 3,240円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>

第60号	松本市営市街地駐車場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 夜間駐車（普通自動車等・1台）の使用料 1,020円 → 1,030円</p> <p>(2) 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの間の特別駐車券に関する特例措置の追加</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>						
第61号	松本市営美ヶ原温泉駐車場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>時間内駐車料金（1時間以内・大型自動車・1台） 300円 → 310円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>						
第62号	松本市美ヶ原温泉テニスコート条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>テニスコート（1面・1時間）の使用料 1,020円 → 1,040円</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>						
第63号	松本市浅間温泉会館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 会館（1回券・大人）の使用料 820円 → 830円</p> <p>(2) 会館（回数券（10枚綴））の使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="762 1395 1332 1491"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小人（小・中学生）</td> <td>—</td> <td>3,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行 31.10.1等</p>	区 分	改正前	改正後	小人（小・中学生）	—	3,690
区 分	改正前	改正後						
小人（小・中学生）	—	3,690						
第64号	松本市ふれあい山辺館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>浴室（大人）の利用料金 300円 → 310円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>						
第65号	松本市三城いこいの広場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>オートキャンプ場（1泊1サイト）の利用料金 4,320円 → 4,400円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>						

第66号	松本市梓川地域休養施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 休息室（1回）の使用料 3,080円 → 3,140円</p> <p>(2) 松香寮浴室（1回券・大人（中学生以上））の使用料 410円 → 450円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第67号	松本市梓水苑条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>和室（1人1泊）の使用料 8,640円 → 8,800円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第68号	松本市波田特産品直売施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>朝市、夕市等（1人1回・1㎡）の使用料 510円 → 520円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第69号	松本市竜島温泉施設条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>入館料（1回券・大人（高校生以上）） 510円 → 520円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第70号	松本市奈川高ソメキャンプ場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>オートキャンプ場（1人1泊・中学生以上）の利用料金 1,540円 → 1,570円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第71号	松本市奈川ウッディ・もっく条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>イベントホール（午前）の利用料金 2,690円 → 2,740円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第72号	松本市野麦峠オートキャンプ場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>区画サイト（1サイト1泊）の利用料金 3,800円 → 3,870円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>

第73号	松本市いがやレクリエーションランド条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 ジップライン（1回券・中学生以上）の使用料 1,000円 → 1,010円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第74号	松本市乗鞍高原湯けむり館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 1回券（大人（中学生以上）） 720円 → 730円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第75号	松本市乗鞍観光センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 小会議室（市民・午前）の使用料 1,540円 → 1,570円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第76号	松本市安曇アクティブプラザ・アルプスの郷条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 事務所（月額）の使用料 20,570円 → 20,950円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第77号	松本市白骨温泉公共野天風呂条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 施設（大人（中学生以上））の使用料 510円 → 520円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第78号	松本市野麦峠スキー場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 各リフト共通券（1日券・大人） 4,110円 → 4,190円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第79号	松本市渋沢温泉使用条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 加入金（1口） 720,000円 → 733,330円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>

第 8 0 号	松本市勤労会館条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 第 1 会議室（午前）の使用料 9 2 0 円 → 9 4 0 円 3 施 行 3 1 . 1 0 . 1
第 8 1 号	松本市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 大会議室（午前）の使用料 3 , 6 0 0 円 → 3 , 6 6 0 円 3 施 行 3 1 . 1 0 . 1
第 8 2 号	松本市下町会館条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 会議室（午前）の利用料金 6 1 0 円 → 6 3 0 円 3 施 行 3 1 . 1 0 . 1
第 8 3 号	松本市中町蔵の会館条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 土間（午前）の利用料金 1 , 7 4 0 円 → 1 , 7 8 0 円 3 施 行 3 1 . 1 0 . 1 等
第 8 4 号	松本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 定期使用（自転車・一般・1 カ月）の使用料 1 , 5 4 0 円 → 1 , 5 7 0 円 3 施 行 3 1 . 1 0 . 1 等
第 8 5 号	松本市営バス条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 1 路線 1 乗車に係る料金の限度額 5 1 0 円 → 5 2 0 円 3 施 行 3 1 . 1 0 . 1

第 8 6 号	松本市駅前広場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 有料自家用車整理場（30分を超え60分まで・1台）の使用料 300円 → 310円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第 8 7 号	松本市公共物の管理等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 鋳工業用（1年・毎秒1リットル）の流水占用料 3,900円 → 3,980円</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>
第 8 8 号	松本市都市公園条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 蚕糸記念公園グラウンド（8:30～10:30）の使用料 510円 → 520円 (2) 新設する都市公園の名称及び位置 ア 征矢野・両島公園 松本市征矢野1丁目862番 イ 村井町南公園 松本市村井町南2丁目1925番</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>
第 8 9 号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 土壌汚染対策法及び建築基準法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査手数料の追加 1件 120,000円 (2) 用途地域等における用途の規制の特例許可を受けた建築物の増改築等に係る許可の申請に対する審査手数料の追加 1件 160,000円 (3) 特定用途誘導地区内における建築物の容積率等に関する制限の緩和に係る建築等の許可の申請に対する審査手数料の追加 1件 160,000円</p> <p>3 施行 公布の日等</p>

第 9 0 号	松本市水道事業給水条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 準備料金と水量料金との合計額に乗ずる率 100分の108 → 100分の110 (2) 布設工事監督者の資格要件に係る規定の見直し 3 施 行 31.10.1等
第 9 1 号	松本市下水道条例等の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 基本料金と超過料金との合計額に乗ずる率 100分の108 → 100分の110 3 施 行 31.10.1
第 9 2 号	松本市上高地特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 基本料金と汚水等量料金との合計額に乗ずる率 100分の108 → 100分の110 3 施 行 31.10.1
第 9 3 号	松本市水道事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 松本地区水道事業分担金（口径13mm・1水栓） 30,800円 → 31,400円 3 施 行 31.10.1
第 9 4 号	松本市西部運動広場条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 運動広場（1面1回・2時間以内）の使用料 610円 → 620円 (2) 題名 松本市西部運動広場条例 → 松本市両島浄化センター運動広場条例 3 施 行 31.10.1等

第 9 5 号	松本市病院等使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 特別個室（1日）の使用料 12,960円 → 13,200円 3 施行 31.10.1等
第 9 6 号	松本市教育文化センター条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 視聴覚ホール（午前）の使用料 4,320円 → 4,400円 (2) 山辺学校歴史民俗資料館の廃止 3 施行 31.10.1等
第 9 7 号	松本市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 体育館・講堂（8:00～12:00）の使用料 300円 → 310円 3 施行 31.10.1
第 9 8 号	松本市育英基金条例の一部を改正する条例	1 育英事業の資金に要する財源に充てるため、所要の改正をするもの 2 改正内容 基金の処分に係る規定の追加 3 施行 公布の日
第 9 9 号	松本市美ヶ原少年自然の家条例の一部を改正する条例	1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 宿泊（大人（高校生以上））の使用料 720円 → 730円 3 施行 31.10.1

第100号	松本市公民館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 中央公民館のホール（午前）の使用料 7,500円 → 7,640円</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>
第101号	松本市あがたの森文化会館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 講堂（午前）の使用料 1,740円 → 1,780円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第102号	池上百竹亭条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 上座敷（午前）の使用料 300円 → 310円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第103号	松本市Mウイング文化センター条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 ホール（午前）の使用料 7,500円 → 7,640円</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>
第104号	松本市ふれあいパーク乗鞍条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 多目的ホール（1日1回）の使用料 1,020円 → 1,040円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第105号	松本市奈川文化センター夢の森条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 コンベンションホール（9:00～17:00・1時間）の使用料 3,240円 → 3,300円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>

第106号	松本市図書館条例の一部を改正する条例	<p>1 施設の名称の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 分館の名称 西部図書館 → 鎌田図書館</p> <p>3 施行 31.4.1</p>																											
第107号	松本市文化財保護条例の一部を改正する条例	<p>1 市登録文化財制度の新設等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 登録文化財に係る規定の追加 (2) 指定文化財等の解除に係る規定の整備</p> <p>3 施行 31.4.1</p>																											
第108号	松本城管理条例の一部を改正する条例	<p>1 観覧料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 (1) 観覧料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="762 981 1442 1317"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">大 人 (高校生以上)</th> <th colspan="2">小 人 (小・中学生)</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 人</td> <td>410</td> <td>700</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団 体</td> <td>20人以上</td> <td>370</td> <td>180</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>320</td> <td>160</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>300人以上</td> <td>280</td> <td>140</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成32年1月1日からの観覧料に関する特例措置の追加</p> <p>3 施行 32.1.1</p>	区 分	大 人 (高校生以上)		小 人 (小・中学生)		改正前	改正後	改正前	改正後	個 人	410	700	200	300	団 体	20人以上	370	180	270	100人以上	320	160	240	300人以上	280	140	210
区 分	大 人 (高校生以上)			小 人 (小・中学生)																									
	改正前	改正後	改正前	改正後																									
個 人	410	700	200	300																									
団 体	20人以上	370	180	270																									
	100人以上	320	160	240																									
	300人以上	280	140	210																									
第109号	松本市営駐車場条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 市営開智駐車場（大型自動車・1時間以内）の使用料 510円 → 520円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>																											
第110号	松本市美術館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 市民ギャラリーA（全日）の使用料 8,640円 → 8,800円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>																											

第111号	松本市梓川アカデミア館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 ギャラリー（休日等・1時間）の使用料 1,640円 → 1,670円</p> <p>3 施行 31.10.1</p>
第112号	松本市立博物館条例の一部を改正する条例	<p>1 消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 時計博物館（個人・大人（高校生以上））の観覧料 300円 → 310円 (2) 重要文化財旧開智学校校舎（個人・大人（高校生以上））の観覧料 300円 → 400円 (3) 追加する分館の名称及び位置 旧山辺学校校舎 松本市大字里山辺2932番地3 (4) 平成32年1月1日からの松本市立博物館の観覧料に関する特例措置の追加</p> <p>3 施行 31.10.1等</p>
第113号	松本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 医療職に係る規定の整備等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 (1) 医療職給料表の整備 (2) 医療職給料表級別標準職務表の整備</p> <p>3 施行 31.4.1</p>
第114号	松本市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることのできる規定の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 正規の勤務時間以外の時間における勤務に係る規定の追加</p> <p>3 施行 31.4.1</p>

第115号	松本市行政チャンネル放送番組審議会条例を廃止する条例	1 審議会の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施行 公布の日
第116号	松本市地域包括支援センター条例を廃止する条例	1 施設の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施行 31.4.1
第117号 } 第131号	平成30年度補正予算	平成30年度一般会計補正予算 平成30年度特別会計補正予算(10会計) 平成30年度企業会計補正予算(4会計)
第132号 } 第147号	平成31年度予算	平成31年度一般会計予算 平成31年度特別会計予算(11会計) 平成31年度企業会計予算(4会計)
第148号	工事請負契約の締結について(松本市防災物資ターミナル新築主体工事)	1 防災物資ターミナルを新築するもの 2 工事概要 (1) ターミナル棟 鉄骨造平家建 延 5,280.25 m ² (2) 倉庫棟 鉄骨造平家建 延 14.95 m ² 3 請負金額 7億200万円 4 請負人 松本土建(株) 5 竣工期限 32.1.31

第149号	工事請負契約の締結について（松本市同報系防災行政無線システム整備工事）	1 同報系防災行政無線システムを整備するもの 2 工事概要 親局、屋外拡声子局、告知端末設備工事等 3 請負金額 4億4,820万円 4 請負人 長野三菱電機機器販売(株) 5 竣工期限 34.6.30
第150号	工事請負契約の締結について（平成30年度筑摩雨水幹線貯留施設新設工事）の議決更正について	1 平成30年9月定例会で議決された工事請負契約の締結について（平成30年度筑摩雨水幹線貯留施設新設工事）の一部を変更するもの 2 変更内容 (1) 請負金額 1億4,963万4,000円 → 1億6,110万3,600円 （差引 1,146万9,600円の増） (2) 竣工期限 31.3.29 → 31.6.28
第151号	市有財産の取得について（松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地）	1 松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地として大手3丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 11.62㎡ 3 取得金額 93万3,086円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外1人
第152号	市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	1 松本城南・西外堀復元事業用地として大手3丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 100.59㎡ 3 取得金額 807万7,377円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外1人

第153号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 13路線 3 認定延長 2,322.31m						
第154号	市道の変更について	1 路線の再編成に伴い、市道を変更するもの 2 変更路線数 1路線 3 変更延長 52.28m (84.72m → 137.00m)						
第155号	辺地に係る総合整備計画の策定について	1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地の整備を行うための総合整備計画を定めるもの 2 計画を定める辺地及び事業費 (単位 千円) <table border="1" data-bbox="742 1025 1257 1171"> <thead> <tr> <th>辺地の名称</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安曇沢渡辺地</td> <td>135,620</td> </tr> <tr> <td>奈川みより辺地</td> <td>9,860</td> </tr> </tbody> </table> 3 事業年度 平成31年度～平成33年度	辺地の名称	事業費	安曇沢渡辺地	135,620	奈川みより辺地	9,860
辺地の名称	事業費							
安曇沢渡辺地	135,620							
奈川みより辺地	9,860							

2 報告

- (1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 2件
ア その他事故にかかわるもの 2件